



令和5年11月24日
文化課 文化財保護・活用室
文化財指導担当 小野・安部
内線 3337 直通 0952-25-7232
E-mail: bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp

旧松野家住宅（野口家住宅）（佐賀市）が国の登録有形文化財（建造物）として答申されました

令和5年11月24日（金曜日）に開催の国の文化審議会（きとう まこと佐藤 信 会長）において、新たに290件の建造物を登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申されました。

このうち、佐賀県関係では、旧松野家住宅（野口家住宅）の建造物の1箇所4件が答申されました。

新たに登録されると、県内における登録有形文化財（建造物）の合計は52箇所131件となります。

なお、答申された建造物は、下記及び別紙のとおりです。

記

1 旧松野家住宅（野口家住宅）関連の建造物（4件）

| | |
|-------|---|
| 名 称 | <small>おもや こやもんちゆう いしがき しゅすいけ</small> 主屋、小屋、門柱及び石垣、取水池 |
| 所 在 地 | 佐賀県佐賀市大和町大字梅野字水無 3068 |

2 取材について

答申された建造物は、個人所有の住宅となりますので、ご取材につきましては事前に文化財保護・活用室までご連絡ください。

〔参考〕登録有形文化財登録基準（平成17年3月28日 文部科学省告示第44号）

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条 第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

1) 旧松野家住宅(野口家住宅)主屋ほか3件の登録について

1. 名称：旧松野家住宅(野口家住宅)主屋、小屋、門柱及び石垣、取水池
計4件
2. 所在地：佐賀県佐賀市大和町大字梅野字水無 3068
3. 建設年代等：次のとおり
 - ・主屋：木造二階建、棧瓦葺／明治42年(1909年)頃【登録基準(二)】
 - ・小屋：木造つし二階建、棧瓦葺／明治前期【登録基準(二)】
 - ・門柱及び石垣：大正前期【登録基準(一)】
 - ・取水池：大正前期、昭和40年(1965年)頃改修【登録基準(三)】
4. 概要：次のとおり

佐賀市街地北方の和紙産地の名尾に位置する地主の屋敷。敷地内に主屋、小屋、取水池、これらを囲う門柱と石垣を配する。主屋は入母屋造り屋根を直交し、全体に矩折れの平面とする。式台や拭漆塗仕上とした仏間など、随所に家格を示す設えを備える。小屋は座敷と物置からなる建物で、座敷は青年組の宿にも利用するなど当地域の習俗を示す上でも貴重。石垣は出隅部を鎬積とし、石垣との取合や端部の納まりなど取水池も、石材加工技術の高さを示す。



主屋



小屋



門柱及び石垣



取水池